

京都府公報

号 外 第 34 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ		
○京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課)	2	○京都府景観条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	3
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例 (こども・子育て総合支援室、障害者支援課、家庭・青少年支援課)	〃	○京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例 (港湾企画課)	4

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 (京都府条例第19号) (環境管理課)

1 改正の理由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和 8 年法律第62号。以下「整備法」という。) による災害対策基本法 (昭和36年法律第223号。以下「法」という。) の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法の改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第37条関係)

3 施行期日

整備法の施行の日

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例 (京都府条例第20号) (こども・子育て総合支援室、障害者支援課、家庭・青少年支援課)

1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。) の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号) 等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例において、運営等の基準を定める施設等であって児童対象性暴力防止法の適用を受けるものが、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するために教員等に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならないことを定めることとした。

(1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例 (平成18年京都府条例第46号)

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例 (平成24年京都府条例第34号)

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例 (平成24年京都府条例第35号)

(4) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例 (平成24年京都府条例第36号)

3 施行期日

令和 8 年12月25日

◇京都府景観条例の一部を改正する条例（京都府条例第21号）（都市計画課）

- 1 改正の理由
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第23号。以下「改正法」という。)による景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
法の項ずれ等に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第21条、第23条関係)
- 3 施行期日
改正法の施行の日

◇京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第22号）（港湾企画課）

- 1 改正の理由
舞鶴港第 2 ふ頭軌道走行式起重機の更新に伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
第 2 ふ頭軌道走行式起重機について、使用料の額を改めることとした。(別表第 1 関係)
- 3 施行期日等
この条例は、令和 8 年10月15日から起算して31日を経過した日又は令和 8 年11月15日のいずれか遅い日から施行し、同日以後の通常使用に係る使用料について適用することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例
京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等
の一部を改正する条例
京都府景観条例の一部を改正する条例
京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を
改正する条例

令和 8 年10月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第19号

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)
の一部を次のように改正する。

第37条第 1 項第 1 号中「災害復旧」を「復旧復興（災
害の復旧に限る。）」に改め、同項第 3 号中「災害復旧」
を「災害の復旧」に改める。

附 則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律（令和 8 年法律第62号）の施行の日か
ら施行する。

京都府条例第20号

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条 例等の一部を改正する条例

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の
一部改正）

第 1 条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する
条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のよう
に改正する。

目次並びに第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号中
「第14条の 2」を「第14条の 3」に改める。

第 2 章中第14条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の 3 幼稚園型認定こども園等の設置者は、法
第 6 条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置
者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴
力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年
法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。）
第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。
以下この条及び第28条の 2 において同じ。）を防止
し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子ども
を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児
童対象性暴力防止法第 4 条（児童対象性暴力防止法
第10条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合
を含む。）の規定による犯罪事実確認（以下この条
及び第28条の 2 において「犯罪事実確認」という。）
を行わなければならないこととされている者をい
う。第28条の 2 において同じ。）に係る犯罪事実確
認の実施その他の必要な措置を講じなければならな
い。

第28条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第28条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。)」の右に「第21条の5の4第1項第2号、」を加える。

第47条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童対象性暴力防止法第4条の規定による犯罪事実確認(以下この条において「犯罪事実確認」という。)を行わなければならないこととされている者をいう。)に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

第56条の9中「第34条」の右に「、第47条」を加える。

第73条、第73条の2、第73条の14及び第81条中「第46条まで、第48条から」を削る。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第35号)の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童対象性暴力防止法第4条(児童対象性暴力防止法第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規

定による犯罪事実確認(以下この条において「犯罪事実確認」という。)を行わなければならないこととされている者をいう。)に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第43条まで、第45条」を「第45条まで」に改める。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第11条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「児童対象性暴力防止法」という。)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童対象性暴力防止法第4条(児童対象性暴力防止法第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による犯罪事実確認(以下この条において「犯罪事実確認」という。)を行わなければならないこととされている者をいう。)に係る犯罪事実確認の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

京都府条例第21号

京都府景観条例の一部を改正する条例

京都府景観条例(平成19年京都府条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第23条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日から施行する。

京都府条例第22号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表起重機の項中「6, 550円」を「19, 600円」に、「1, 447, 000円」を「5, 695, 000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して31日を経過した日又は令和 8 年11月15日のいずれか遅い日から施行し、この条例による改正後の別表第 1 の規定は、同日以後の通常使用に係る使用料について適用する。